

札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）6 月 15 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌時計台ビル 10 階
札幌市市民文化局文化部文化振興課企画係
電話（011）211-2261

2 契約に関する事項

(1) 業務名

札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務

(2) 業務内容

「札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務 公募型企画競争 提案説明書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 5 年（2023 年）12 月 28 日まで

(4) 契約に至るまでの方法

ア 公募型企画提案参加者の募集及び受付

イ 実施委員会による審査（書類及びヒアリングによる審査）

ウ 一定の得点を獲得した企画提案者のうち、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出

エ ウで選出された契約候補者と所定の手続きを経て、本市と業務委託契約を締結

なお、公募型企画提案の応募方法及び提出書類の詳細については、「札幌市が実施する主要文化芸術事業の効果検証等業務 公募型企画競争 提案説明書」による。

3 参加資格

下記(1)及び(2)の双方を満たすとともに、下記(3)又は(4)のいずれかの条件を満たす者とする。

(1) 本企画競争において、事業共同組合等の組合と当該組合員等が同時に参加していないこと。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）など経営状況が著しく不健全でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。ただし、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 上記(3)を満たさない場合には、以下のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別の理由がある場合を除くほか、次のいずれかに該当する者

① 契約を締結する能力を有しない者

- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ③ 役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者又は理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ④ 暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ⑤ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者。
 - ⑥ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- イ 札幌市との入札及び契約等において、次のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者。ただし、その事実があった後、既に 3 年を経過した者、又はこれらの事由により既に札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けた者については、この限りでない。
- ① 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ⑥ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ 競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 直前 1 期の決算（当該期の会計期間が 12 月に満たない場合は直前 2 期の決算）における製造、販売、請負等の実績高がない者
- エ 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2 年を経過しない者
- オ 市区町村税又は消費税・地方消費税を滞納している者

4 資料の配布方法

令和 5 年 6 月 15 日（木）から札幌市公式ホームページにて公表する。